

資料11－2

事 務 連 絡
令和2年12月1日

各

都道府県
中核市

 介護保険担当部(局) 御中

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法の一部改正について（補足）

標記の件について、令和元年6月14日付け老発0614第2号厚生労働省老健局長通知によりお知らせしたところでありますが、介護療養型医療施設を含む介護事業所を運営する事業者の取扱いについては、別紙のとおりとなりますので、お知らせするとともに、遺漏なきよう対応をお願いします。

なお、該当する事業者への周知につきましても、よろしくお願いいたします。

介護療養型医療施設を運営する事業者に係る業務管理体制の整備に
関する事務・監督権限の取扱い

【事務・監督権限】

引き続き、都道府県知事とする。

【解説】

介護療養型医療施設は、既に廃止が決定されているため、介護保険法本則から削除され、附則において令和6年3月31日までの経過措置が設けられ、施設の見直しが順次、進められているところです。

そのため、同一中核市の中に所在する介護療養型医療施設を運営する事業者における業務管理体制の届出先（監督権限）については、運営する介護療養型医療施設が廃止されるまでは、引き続き、都道府県知事となります。

また、同一中核市の中だけに所在する介護療養型医療施設を含む介護事業所を運営する事業者も同様の取扱いとなります。

なお、介護療養型医療施設を含む介護事業所を運営する事業者については、介護療養型医療施設が廃止された時点で、業務管理体制における届出先（監督権限）は、都道府県知事から中核市長へ変更（区分変更）することになりますので、ご留意いただくとともに、併せて、その旨を該当する事業者の説明し、所管変更（区分変更）の届出を都道府県及び中核市に提出するようご指導願います。

老発０６１４第２号
令和元年６月１４日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法の一部改正
について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律
の整備に関する法律」（令和元年法律第２６号。以下「第９次分権一括法」とい
う。）については、令和元年５月３１日に成立し、６月７日に公布されたところ
です。この第９次分権一括法において介護保険法（平成９年法律第１２３号）
の一部が改正され、令和３年４月１日から施行されます。

この改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、管内市
区町村を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、そ
の運用に遺漏のないようお願いいたします。

記

第１ 改正の趣旨

現在、中核市における業務管理体制の整備及び監督の権限は、地域密着
型サービスのみを行う介護事業者に係るものが対象となっており、事業者
に対する業務管理体制に係る指導権限（都道府県）とサービス事業所の指
定及び指導・監督権限（中核市）が分かれているところである。

これについて、今般の権限移譲によって、中核市における介護サービス
事業所の指定及び指導・監督権限との一元化を図ることとするものである。
これにより、事業所への立入検査と事業者本部への業務管理体制の包括的
な確認が可能となり、迅速かつ効果・効率的な監督に資することとなる。

第2 改正内容

指定又は許可を受けている介護サービス事業所又は施設の所在地が一の中核市の区域内にある介護事業者に係る業務管理体制の整備に関する事務・権限を都道府県から中核市に移譲する。

第3 経過措置

- 1 施行日前に、改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）の規定によりされた命令等の行為又は届出等の行為で、施行日において、命令等の行為又は届出等の行為に係る行政事務を行うべき者が異なる場合は、改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）の規定によりされた命令等の行為又は届出等の行為とみなす。
- 2 施行日前に旧介護保険法の規定により都道府県に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、中核市に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続きがされていないものとみなして、新介護保険法の規定を適用する。

第4 施行期日

令和3年4月1日

以上

法

律

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年六月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣府関係 (第一条・第二条)
第二章 総務省関係 (第三条)
第三章 文部科学省関係 (第四条―第八条)
第四章 厚生労働省関係 (第九条・第十条)
第五章 経済産業省関係 (第十一条)
第六章 国土交通省関係 (第十二条・第十三条)
附則

第一章 内閣府関係

(健康増進法の一部改正)

第一条 健康増進法(平成十四年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して」を削る。
第二十九條第二項中「準用する。」を、「それぞれ準用する。」に、第二十六條第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第二十七條第一項を「同条第一項」に、「貯蔵施設」と、前条第一号中「第二十六條第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六條第六項」を「貯蔵施設」に改める。
第三十四條中「第二十六條第二項」を削る。
第三十四條中「第二十六條第二項」を削る。
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「五年間」を「十年間」に改める。

第二章 総務省関係

(地方独立行政法人法の一部改正)

第三条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第七十九條の四の次に次の一条を加える。

(土地等の貸付け)

第七十九條の五 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該公立大学法人の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該公立大学法人の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物であつて、当該業務のために現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。
第百二十三條第一項中「第七十九條の四」の下に「第七十九條の五」を加える。

第三章 文部科学省関係

(教育職員免許法の一部改正)

第四条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「五年」を「十年」に改める。

(社会教育法の一部改正)

第五条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務(以下「特定事務」という。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。
第六条に次の一項を加える。

3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。
第七條第一項中「所掌事項」を「所掌」に、「利用し」を「利用すること」に改め、同條第二項中「教育委員会」の下に「特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会」を加える。

第八條の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。
第八條の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に關して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。
第二十八條中「教育委員会」の下に「特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館(第三十條第一項及び第四十條第一項において「特定公民館」という。)の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長」を加える。

第三十條第一項中「教育委員会」の下に「特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長」を加える。
第四十條第一項中「市町村の教育委員会」を「当該市町村の教育委員会(特定公民館にあつては、当該市町村の長)」に改める。

(図書館法の一部改正)

第六条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第八條中「教育委員会」を「教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三條第一項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、その長又は教育委員会)」に改める。
第十三條第一項中「教育委員会」の下に「特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五條において「特定図書館」という。)にあつては、当該特定地方公共団体の長」を加える。

第十五條中「教育委員会」の下に「特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長」を加える。

（博物館法の一部改正）

第七條 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。
第十九条中「教育委員会」の下に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長、第二十一条において同じ。）を加える。
（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第八條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
第二十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

第三十二条ただし書中「第二十三条第一項」を「特定社会教育機関並びに第二十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事務のうち同項に、「事務」を「もの」に改める。
第三十三条第一項中「限度」を「限り」に、「取扱その他の学校その他の教育機関」を「取扱いその他の」に改め、同条第二項中「定を」を「定めを」に改め、同条に次の一項を加える。
3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

第四章 厚生労働省関係
（児童福祉法の一部改正）
第九條 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
第三十四条の八の二第二項中「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については」を削る。

（介護保険法の一部改正）
第十條 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。
第一百五十五条の三十二第二項第一号及び第二号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第三号中「次号」を「第五号」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に所在するもの 中核市の長
第一百五十五条の三十二第三項中「の長」の下に、「中核市の長」を加える。
第一百九十七条第三項中「地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の中核市（第二百三条の二において「中核市」という。）を「中核市」に改める。

第五章 経済産業省関係
（火災類取締法の一部改正）
第十一條 火災類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
第十七条の見出し中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第三号中「者」の下に「若しくは同法第十四条の二第八項に規定する都道府県等（当該都道府県等が法人である場合にあつては、同条第九項の規定により当該都道府県等を同法第九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして適用する同条第八項に規定する従事者証の交付を受けた者）」を加え、同条第二項中

「譲受」を「譲受け」に、「その他」を「その他」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条第三項中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第五項中「一に」を「いずれかに」に、「呈示した」を「提示した」に改め、同条第六項中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第七項中「書換」を「書換え」に改め、同条第八項中「具して」を「付して」に改める。
第五十条の二第二項中「もつぱら」を「専ら」に、「に」を「について」に、「中」を「経済産業省令」とあるのは、内閣府令と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み替えるもの」を「一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

第十七条第一項各号列記以外の部分、同項第三号、第四項、第七項及び第八項、第二十四条第四項並びに第二十五条第一項及び第四項	経済産業省令	内閣府令
第十七条第一項各号列記以外の部分、第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで、第二十四条第一項から第三項まで並びに第二十五条第一項から第三項まで	都道府県知事	都道府県公安委員会

第五十条の二第二項中「行ない」を「行い」に、「許可に」を「当該許可に」に、「行なう」を「行う」に改める。
第六章 国土交通省関係
（建設業法の一部改正）
第十二條 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。
目次中「第四十四条の五」を「第四十四条の三」に改める。
第四十四条の四及び第四十四条の五を削る。
（建築士法の一部改正）
第十三條 建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）の一部を次のように改正する。
第三十条第一項中「二年」の下に「（都道府県建築士審査会の委員にあつては、その任期を二年を超え三年以下の期間で都道府県が条例で定めるときは、当該条例で定める期間）」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条及び第三条の規定並びに附則第六条（別表第一健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）の項の改正規定に限る。）及び第八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日
二 第十一条の規定及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日
三 第二条、第四条、第九条及び第十二条の規定並びに附則第五条及び第六条（第一号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成三十二年四月一日
四 第十条の規定及び次条の規定 平成三十三年四月一日

（介護保険法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第四号施行日」という。）前に第十条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）の規定によりされた命令その他の行為（以下この項において「命令等の行為」という。）又は同号に掲げる規定の施行の際現に旧介護保険法の規定によりされている届出その他の行為（以下この項において「届出等の行為」という。）で、第四号施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、第四号施行日以後における第十条の規定による改正後の介護保険法（以下この条において「新介護保険法」という。）の適用については、新介護保険法の相当規定によりされた命令等の行為又は届出等の行為とみなす。

2 第四号施行日前に旧介護保険法の規定により都道府県に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、第四号施行日前にその手続がされていないものについては、これを、新介護保険法の相当規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新介護保険法の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

（放課後児童健全育成事業に関する検討）

第五条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後三年を目途として、第九条の規定による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一建設業法（昭和二十四年法律第百号）の項を削り、同表健康増進法（平成十四年法律第百三号）の項中「、第二十六条第二項」を削る。

（文化芸術基本法の一部改正）

第七条 文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

（健康増進法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、健康増進法第三十四条の改正規定中「第二十六条第二項」を「第四十三条第二項に」を削り、同法第二十九条第二項の改正規定中「一」を「二」を「一」に改め「一」に、「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」及び「一、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「一次条第二項において準用する第二十六条第六項」とを削り」を削る。

附則第九条のうち地方自治法別表第一健康増進法（平成十四年法律第百三号）の項の改正規定中「第二十六条第二項及び」及び「第四十三条第二項及び」を削る。

内閣総理大臣	安倍 晋三
総務大臣	石田 真敏
文部科学大臣	柴山 昌彦
厚生労働大臣	根本 匠
経済産業大臣	世耕 弘成
国土交通大臣	石井 啓一

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年六月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十七号

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 災害援護資金の貸付け（第十条―第十五条）」を「第五章 雑則（第十八条・第十九条）に改める。

（第十条―第十七条）

第十一条中「第十三条第一項」の下に「、第十四条第一項、第十六条、第十八条及び附則第二条第一項」を加える。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（報告等）

第十六条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

第十三条第一項中「又は精神」を「精神」に改め、認められるとき」の下に「又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたとき」を加え、同項ただし書中「政令で定める場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（償還金の支払猶予）

第十三条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

本則に次の一章を加える。

第五章 雑則

（市町村における合議制の機関）

第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（制度の周知徹底）

第十九条 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

附則第二項を削り、附則第一項を附則第一条とし、附則に次の三条を加える。

（被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例）

第二条 市町村は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援